

# 島根県社会福祉協議会 会員入会のご案内



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

## 島根県社会福祉協議会の使命と経営理念

### ◇ 使 命

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根<sup>まち</sup>づくり

### ◇ 経営理念

- 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる島根づくりに貢献します。
- 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。
- 私たちは、常に豊かな想像力と自主性を持って先駆的事業の開発に挑戦します。
- 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足されるよう、日々自らの人間性を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

# 島根県社会福祉協議会のご案内

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）は、民間の立場から地域福祉を推進する団体として、昭和 26 年に島根県内の福祉関係者によって創設されました。

都道府県社会福祉協議会は社会福祉法第 110 条において「都道府県の区域において（中略）地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（以下略）」と定められており、その法人経営においては、地域住民や地域の社会福祉関係者の参加と協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持った民間非営利組織です。

本会は、これまでも住民参加による福祉コミュニティづくりやボランティア活動の振興、高齢者・障がい者・児童・低所得者の方々に対する福祉の向上のための事業・活動をはじめ、保健福祉分野への求職者への就職斡旋や同分野に従事されるの方々への研修事業などに取り組んでまいりました。

なお、事業計画・予算は、本会ホームページから閲覧できますのでご覧ください。



福祉人材センター事業（各種研修会等の開催等）



地域が一体となった子育て・子育て支援（子ども食堂等）



災害発生時における被災者支援活動



くにびき学園の運営

# 島根県社会福祉協議会会員入会のお願い

本会では、民間における地域福祉の中心的団体として、県民参加による総合的な地域福祉の推進を基本に、福祉サービス利用者への適切な支援（利用者の権利擁護等）、ボランティア等社会参加活動のより一層の振興、福祉サービスの質の向上に向けた取り組み等を積極的にすすめてまいりたいと存じます。

つきましては、本会の趣旨に賛同してくださる会員として、社会福祉事業や介護保険事業等を経営する法人の皆様、また広く企業、団体、個人のみなさまにご加入いただきたく、積極的にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

## ■ 会員とは

会員は、「正会員」と「賛助会員」があります。

- 正会員・・・県社協の趣旨に賛同する者で、次に該当する団体または個人です。
  - ・市町村社会福祉協議会　・社会福祉事業又は介護保険事業を営する法人
  - ・更生保護事業を営する法人　・社会福祉に関する活動を行う団体
  - ・社会福祉事業について学識経験を有する者
- 賛助会員・・・本会の趣旨に賛同する企業・団体または県民の皆様を対象としています。

## ■ 入会について

本会の趣旨に賛同し、ご入会いただける方は、本冊子にある「会員入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、島根県社会福祉協議会総務企画部まで郵送してください。

「会員入会申込書」は本会ホームページ（<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>）からダウンロードすることができます。

正会員としてご入会の場合は、押印のうえ、様式第1号の「会員入会申込書」を、賛助会員の場合は様式第2号の「賛助会員入会申込書」を郵送してください。

### 《 留意事項 》

#### （正会員）

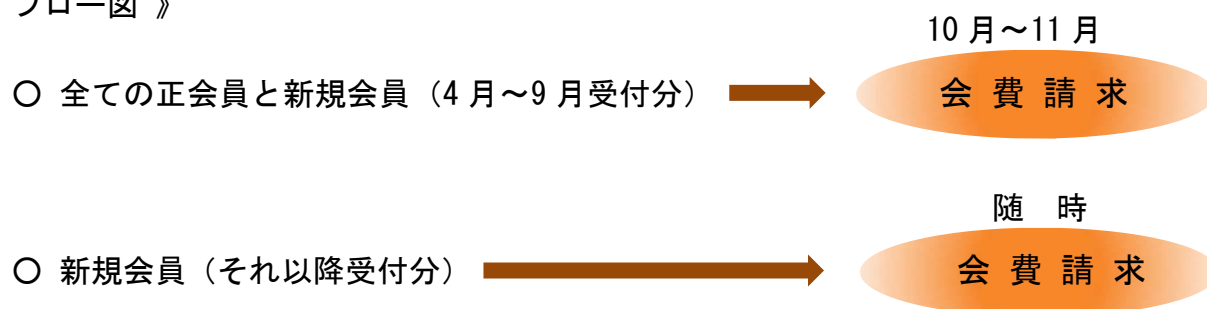
- ・本冊子にある「会員区分・会員算定基準額」により会費を算出します。
- ・毎年、7月頃に「会員基礎データ確認票」をお送りし、当該年度の4月1日現在の事業所数等と相違があるかどうかご報告いただきます。



## ■ 正会員の会費納入の流れ

本会では、毎年度 10 月から 11 月頃に全ての正会員様に請求書をお送りします。  
4 月～9 月に新たにご加入いただいた場合は、上記期間に請求書をお送りします。  
また、それ以降にご入会いただいた場合は、ご入会後に請求書を適宜お送りします。

《 フロー図 》



## ■ 正会員の主な特典

- ① 毎事業年度の事業に係る計画及び結果について報告を受けること
- ② 本会の作成する広報紙等の配布を受けること
- ③ 本会が主催する研修の受講料の割引きを受けること



# 会員区分・会費算定基準額（年額）

会員区分		会費算定基準
正 会 員	1 市町村社会福祉協議会	(1) 世帯割（当該市町村総世帯数－生活保護世帯数）×80%×50円×90% (2) 均等割 1市町村あたり 10,000円 上記（1）及び（2）の合算額
	2 社会福祉事業又は介護保険事業を営む法人	(1) これらの事業のうち、附表に掲げる事業のみを営む法人 ・・・営む施設につき附表に定める額 (2) これらの事業のうち、附表に掲げる事業以外の事業のみを営む法人 ・・・営む事業の種類及び数に関わらず 3,000円 (3) これらの事業のうち、(1)に掲げる事業及び(2)に掲げる事業の両方を営む法人 ・・・(1)の例により算定した額に 3,000円を加えた額
	3 更生保護事業を営む法人	3,000円
	4 社会福祉に関する活動を行う団体	10,000円 但し、会費を免除することができる
	5 社会福祉事業について学識経験を有する者	3,000円 但し、会費を免除することができる
賛 助 会 員	1 個人	1,000円以上
	2 団体	3,000円以上

(附表)

種別区分	事業区分		社会福祉事業区分	会費額
	事業番号	事業名		
老人福祉 介護保険	1	養護老人ホーム	第1種	10,000円
	2	特別養護老人ホーム	第1種	10,000円
	3	軽費老人ホーム・ケアハウス	第1種	10,000円
障がい者 福祉	4	障害者支援施設	第1種	10,000円
児童福祉	5	障害児入所施設	第1種	5,000円
	6	乳児院	第1種	5,000円
	7	母子生活支援施設	第1種	5,000円
	8	児童養護施設	第1種	5,000円
	9	児童心理治療施設	第1種	5,000円
	10	児童自立支援施設	第1種	5,000円
	11	保育所	第2種	5,000円
生活保護	12	幼保連携型認定こども園	第2種	5,000円
	13	救護施設	第1種	10,000円
その他	14	更生施設	第1種	10,000円
	15	授産施設	第1種	10,000円
	16	更生保護施設		3,000円

(様式第1号)

## 島根県社会福祉協議会正会員入会申込書

令和 年 月 日

貴会の趣旨に賛同し、正会員として入会を申し込みます。

フリガナ	
法人名 代表者名	印
所在地	〒
電話番号	( ) —
FAX番号	( ) —
E-Mailアドレス	
送付物あて先	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 上記と異なる→〒

(注) 申込書に記載された情報は、会員データとして本会が管理し、機関紙等の情報提供及び会費請求事務のみに利用します。

### [正会員区分]

1	市町村社会福祉協議会
2	社会福祉事業又は介護保険事業を営む法人
3	更生保護事業を営む法人

該当する番号に○印

☆上記「正会員区分」で2に該当する法人は右ページの(1)および(2)にご記入ください。

(1) 5 頁の附表に掲げる事業のうち、法人が経営する事業

事業番号	施設名・事業所名		

(記入例)

事業番号	施設名・事業所名		
2	特別養護老人ホーム〇〇園	特別養護老人ホーム△△園	特別養護老人ホーム××園
4	障害者支援施設〇〇園		
1 1	〇〇保育園	△△保育園	××保育園
	◎◎保育園		

(2) 5 頁の附表に掲げる事業以外で法人が経営する社会福祉事業又は介護保険事業の有無

有      ・      無
-----------------

該当に○印



# 島根県社会福祉協議会賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

住所

氏名又は  
団体名・代表者名

貴会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会するので、賛助会費（ 円）を添えて申し込みます。

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会会長 様

以下、個人情報等の取扱いについてお伺いします。（必ずご記入ください。）

本会賛助会員としてホームページ等への公表に  同意します  同意しません

【公表事項】

個人会員		企業・団体会員			
氏名		企業・団体名			
住所地の市町村名		電話番号			
		業種等分類	ホテル・旅館	広告代理業	印刷関連
			飲食関連業	会場設営・看板	会館・ホール
			情報サービス	文具・事務用品	ビル管理・警備
			旅行業	運輸業	インターネット関連サービス
			リース・レンタル	電気・水道工事	金融業
			自動車関連サービス	報道・マスコミ関連	写真・プリント
			ギフト	各種団体	保険業
				その他（具体的に： ）	
		貴社 HP リンク			

社会福祉  
法人 **島根県社会福祉協議会**

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3  
いきいきプラザ島根

<https://www.fukushi-shimane.or.jp>  
E-Mail [shakyo@fukushi-shimane.or.jp](mailto:shakyo@fukushi-shimane.or.jp)



**電話番号・FAX**

■ 総務企画部

総務経理係（代表）	TEL 0852-32-5970	FAX 0852-32-5973
企画係	TEL 0852-32-5955	FAX 0852-32-5973
石見支所	TEL 0855-24-9340	FAX 0855-24-9341

■ 地域福祉部

地域福祉係	TEL 0852-32-5997	FAX 0852-32-5982
長寿社会振興係	TEL 0852-32-5981	FAX 0852-32-5982
障がい者福祉係	TEL 0852-32-5972	FAX 0852-32-5982

■ 生活支援部

生活支援係	TEL 0852-32-5993	FAX 0852-32-5982
福祉資金係	TEL 0852-32-5996	FAX 0852-21-0798

■ 法人支援部

人材確保係	TEL 0852-32-5957	FAX 0852-32-5956
研修係	TEL 0852-32-5975	FAX 0852-32-5956
経営支援係	TEL 0852-32-5958	FAX 0852-32-5956

■ 島根県運営適正化委員会 TEL 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994

**アクセス**

- JR 松江駅から松江市営バス「南循環線外回り」行きまたは「県合同庁舎」行きに乗車、「県合同庁舎前」下車

